

佐賀県選挙管理委員会告示第19号

佐賀県選挙管理委員会事務局設置規程（昭和27年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(事務局の職員)</p> <p>第2条 事務局に次の職員を置く。</p> <p>事務局長 1名</p> <p>副事務局長 3名以内</p> <p>係長 2名</p> <p>主査、<u>副主査</u>又は主事 若干名</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>主査及び副主査</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>6 略</p> <p>7 事務局長は、書記長をもってこれにあて、副事務局長、係長、<u>主査、副主査</u>及び主事は、書記をもってあてる。</p>	<p>(事務局の職員)</p> <p>第2条 事務局に次の職員を置く。</p> <p>事務局長 1名</p> <p>副事務局長 3名以内</p> <p>係長 2名</p> <p><u>主任主査、主査</u>又は主事 若干名</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>主任主査及び主査</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>6 略</p> <p>7 事務局長は、書記長をもってこれにあて、副事務局長、係長、<u>主任主査、主査</u>及び主事は、書記をもってあてる。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。